

**伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業
第2回入札説明書等に係る質問への回答**

平成31年3月5日

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に係る質問への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
1	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第2節	6	ア	(ウ)		全体計画	「建設事業者は、設計・建設業務を実施するにあたり、組合が作成する生活環境影響調査書を遵守すること。」とございます。 一方、要求水準書（設計・建設業務編）P130 の造成計画において、「基準地盤高さは（中略）74m以上に、（中略）主要施設を配置する計画とすること。」とございます。 TP=74 m 以上の基準地盤高さ（例えば TP=75 m）をご提案する場合、生活環境影響調査書p175 表3.10.6に記載されている建物平面形状及び高さを遵守し、要求水準書記載の煙突高さ（59 m）とすれば、環境影響評価結果に影響を及ぼさず、建設事業者において特段追加になる作業が存在しないと解釈してよろしいでしょうか。 建設事業者にて作業が追加になる場合は、その内容をご提示願います。	提案内容と組合が実施した環境影響調査予測条件とに違いが生じた場合、環境影響評価への影響の程度を確認する必要があります。 影響の程度が把握できていない現状においては、追加作業の要否は、判断できません。作業が追加になる場合には、建設事業者と組合で協力することとなります。
2	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	9	(7)			インターネット接続	インターネットを事業実施区域まで引き込む際の取り合い点は、電話と同じ場所と解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のそれぞれの取り合い点の位置については、当該契約相手との協議によります。
3	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第3節	3	(1)	イ		ごみの搬入出	「第1回入札説明書等に係る質問への回答」添付の、要求水準書添付資料-10「搬出車両仕様」で、灰搬出車両として 25ton ダンプをご提示頂きました。 本車両は大型車両であり、車両軌跡が大きいため、ごみ受入時間帯に灰の搬出を行うと、県道からの施設出入口や、構内での混雑が予想されます。 灰搬出車両については、ごみ受入時間を避けて、搬出作業を行う計画と解釈してよろしいでしょうか。	予想される混雑における渋滞等のシミュレーションを実施の上、当該混雑を解消できる動線計画を提案して下さい。 また、二市の灰の処理処分委託先は確定していません。ご指摘の搬出作業時間は当該委託先との契約内容等により計画することとなります。
4	要求水準書 設計・建設業務編	22	第1章	第5節	2	(5)	ア		負担金	電力引込工事に伴う負担金については、本事業の事業費に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	電力の接続等工事に関する負担金の負担については、組合所掌のため本事業の事業費には含まれません。
5	要求水準書 設計・建設業務編	54	第2章	第3節	1	(5)	セ		ごみ投入ホップ・シュート	「小動物の死体を外部からホップステージに直接搬入できるルート」とございますが、これは、搬入者の安全性を考慮し、プラットホームから直接ホップステージにアクセスできるルートと解釈してよろしいでしょうか。	外部とはプラットホームからのルートを指します。ご指摘の「搬入者」の部分については、「運営事業者」とご理解ください。
6	要求水準書 設計・建設業務編	60	第2章	第4節	1	(1)	ウ	(ウ)	ボイラ本体	過熱器材質について、最終段以外の材質は、各部の温度条件や長期運転安定性を考慮して、メーカー実績に基づく提案としてよいと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていることを前提に提案を認めます。ただし、その採否については、実施設計時にメーカー自身の実績だけでなく、同等品以上であることについての第三者による証明書等の内容を確認の上、判断します。
7	要求水準書 設計・建設業務編	61	第2章	第4節	1	(1)	オ	(ウ)	ボイラ本体	「液面計は、ボイラドラムの片側に二色液面計及び透視式液面計を取り付けること」とございますが、二色式液面計及び透視式液面計に替えて、ガラス式液面計よりもメンテナンス性に優れ、ガラス部の破損や蒸気漏れのリスクが無く安全性に優れる、マグネット式液面計を提案してよいと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおりとします。
8	要求水準書 設計・建設業務編	66	第2章	第4節	8	(1)	オ	(オ)	連続ブロー装置	「本施設内の不要蒸気ドレンは、独立の配管でブロータンクまで集めること。」とございますが、「独立」とは「各炉毎」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 設計・建設業務編	75	第2章	第5節	4	(1)	ウ	(オ)	NOx 除去設備 使用薬剤	アンモニアは毒性を有する劇物で、万一の事故や、災害による設備破損が生じた際に、二次災害のリスクがございます。 非常時の安全性を考慮し、脱硝薬剤としてアンモニアではなく、安全に取扱いが出来る尿素水を採用し、炉出口に尿素水を噴霧し無触媒脱硝を行うとともに、尿素の分解により生じたリークアンモニアで触媒脱硝を行う方式を提案してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていることを前提に提案を認めます。ただし、その採否については、実施設計時に提出される証明書等の内容を確認の上、判断します。
10	要求水準書 設計・建設業務編	129	第3章	第1節	3	(1)	ア	表3.1	公園の運営時間について	「周辺住民が利用できる公園として、ベンチ、トイレ、水と親しむことのできる設備等を備えた公園を整備すること。」とございます。 公園の運営時間は 9:00 ～ 16:30 等とし、安全のため夜間は開放しない運営としてもよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 しかし、公園の詳細な運営時間については、運営事業者決定後、協議により決定します。
11	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	ア	表3.1	新設市道	事業用地内の既存市道の地積測量図及び既存市道の面積をご提示願います。現時点でのご提示が難しい場合は、落札者決定後すみやかに、ご提示いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	事業用地内で用地測量を実施した『平成27 年度新施設整備事業 測量業務委託（伊豆市佐野地区）』の成果品の閲覧、提供は可能です。なお、組合は、ご指摘の既存市道の道路区域面積を把握していません。同面積については、道路管理者に確認して下さい。
12	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	表3.1	付替水路	事業用地内の既存水路 の地積測量結果が存在する場合、水路の地積測量結果をご提示いただくと解釈してよろしいでしょうか。 現時点でのご提示が難しい場合は、落札者決定後すみやかに、ご提示いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	事業用地内で用地測量を実施した『平成27 年度新施設整備事業 測量業務委託（伊豆市佐野地区）』の成果品の閲覧、提供は可能です。なお、組合は、ご指摘の水路の面積を把握していません。同面積については、河川管理者に確認して下さい。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
13	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	表3.1		新設市道	事業用地内の既存市道の廃止若しくは付替を行うには伊豆市の議会承認は必要であり、その場合、貴組合より伊豆市に議会の2ヵ月前に申し出る必要があります。また既存市道の用途廃止手続きが完了していないと造成工事の着工及び建築確認済証の交付ができないため、2019年12月伊豆市議会では議会承認を得ていなければ、工期遵守が難しくなります。落札者決定後速やかに、貴組合と各関係諸官庁を含めた協議を開始することができ、10月末までに貴組合より伊豆市に申し出を行っていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘の各関係諸官庁との協議の開始については、事業者からの申し入れがあった際の書類の準備状況等により判断することとなります。伊豆市への申し出については、事業者からの必要書類の提出があり次第すみやかにまいります。
14	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	(ウ)		造成計画	「県道の道路拡幅を行う計画がある」とございますが、現在の待沢川にかかる橋梁の更新計画がございましたら、橋梁更新予定時期、次期橋梁の設計仕様及び、工事中の迂回路についてご教示願います。また、老朽化が進んでいることが想定される現在の待沢川にかかる橋の設計仕様もご教示願います。	静岡県が行う事業であり、組合から現時点において提供できる情報はありません。道路管理者（静岡県沼津土木事務所修善寺支所）に確認して下さい。
15	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	(ウ)		造成計画	「県道の道路拡幅を行う計画がある」とございますが、本事業の設計・建設業務期間中と県道拡幅工事が重複した場合、工事車両の制限を懸念しております。県道拡幅工事時期及び拡幅工事時期における交通制限条件をご教示願います。	静岡県が行う事業であり、組合から現時点において提供できる情報はありません。道路管理者（静岡県沼津土木事務所修善寺支所）に確認して下さい。
16	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	(ウ)		造成計画	「県道の道路拡幅を行う計画があるため、造成計画に際しては、県道との境界部の取合い等関係機関との協議し調整を図ること」記載されていますが、現時点で県道拡幅工事の設計が不明のため、現状県道に接続することを条件とし、県道拡幅工事により変更が出た場合は、別途清算対象となると解釈してよろしいでしょうか。	静岡県が行う事業であり、組合から現時点において提供できる情報はありません。道路管理者（静岡県沼津土木事務所修善寺支所）に確認し、要求水準書の規定内容を遵守した事業提案書を提出して下さい。
17	要求水準書 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3	(1)	イ	(ウ)		造成計画	「県道の道路拡幅を行う計画があるため、造成計画に際しては、県道との境界部の取合い等関係機関との協議し調整を図ること」とありますが、関係機関と協議し対応を開始するために、各幅工事の設計図は、落札者決定後にご提示いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	静岡県が行う事業であり、組合から現時点において提供できる情報はありません。道路管理者（静岡県沼津土木事務所修善寺支所）に確認し、要求水準書の規定内容を遵守した事業提案書を提出して下さい。
18	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	5	(3)	ア	(エ)		焼却残渣搬出車両の計量	「第1回入札説明書等に係る質問への回答」添付の、要求水準書添付資料-10「搬出車両仕様」で、灰搬出車両として 25ton ダンプをご提示頂きました。本車両は大型車両であり、車両軌跡が大きいため、計量棟で計量することは、動線上困難です。ご提示頂いた搬出車両(25tonダンプ)で、安全かつ円滑に構内道路を走行し搬出作業を行えるように、計量棟とは別に、専用の計量機を設置してよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘の車両の動線のシミュレーションも実施の上、当該課題を解消できる動線計画を提案して下さい。要求水準書設計・建設業務編148ページ第3章第2節5(3)ア(エ)を修正します。また、合わせて同46ページ第2章第2節1(5)チ及び同131ページ第3章第1節3(2)イ(ウ)を修正します。
19	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	静岡県より搬入される14500m3の建設発生土の土質は、要求水準書P156に「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号）に定める第1種、第2種又は第3種建設発生土、かつ、「土壌汚染対策法施行令」に定める第1種、第2種及び第3種特定有害物質の指定基準を満たすものである。」と記載されていますが、その他の土質性状として、スレーキング性材料の指標となる試験等（岩石のスレーキング率試験、破碎率試験）で盛土材料として適していることはご確認済みであると解釈してよろしいでしょうか。また、試験結果等について、情報をご教示頂けないでしょうか。	スレーキング試験は実施していません。なお、土砂の有効な利用方法については、現地見学会の確認内容も踏まえ、応募者にて提案の上、要求水準書の規定内容を遵守した事業提案書を提出して下さい。
20	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	静岡県より搬入される盛土材について、スレーキング性状の程度（スレーキング率30%以上の場合）により、盛土材料として使用できる範囲（路床、路床、裏込め）や施工方法（破碎処理、大型振動ローラー転圧等）が異なります。搬入された盛土材（工事用道路2,300m3、盛土14,500m3）のうちスレーキング率30%以上となる盛土材料の量はごくわずかの量（全体の3%以下）と解釈してよろしいでしょうか。	スレーキング試験を実施していません。静岡県において、30cm以上の岩塊等については、搬出現場において排除するなど、現場へは極力搬入しないようにしております。なお、搬入土については、要求水準書の規定内容を遵守し、有効に利用してください。
21	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	No.2について、搬入された盛土材のうちスレーキング率30%以上となる盛土材料の量が3%以上となる場合、その処理方法と数量に応じて、別途精算して頂けると解釈してよろしいでしょうか。	本表No.20の質問回答を参照してください。
22	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	平成31年1月10日に実施された現地見学会の際に、搬入済みの盛土の一部に、道路土工-盛土工指針による盛土としてそのまま使用できない30cm以上の岩と思われるものが存在しました。岩はブレーカー等の破碎機で30cm以下に小割し使用するか、使用せず処理する必要があります。盛土中の岩に係る処理費用、処理にかかる工期延長及び造成のために利用できる土量が14500m3を満たさない場合の購入土費用につきましては、別途ご精算頂けると解釈してよろしいでしょうか。	盛土材については、14,500m3を下回らないように搬入される予定です。不足がある場合は、建設事業者にて数量を確定頂いた上で協議に応じます。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
23	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	盛土中の岩に係る処理費用、処理にかかる工期延長及び造成のために利用できる土量が14500m3を満たさない場合の購入土費用について、建設事業者側で費用を見込む場合は、搬入土に含まれる岩(30cm以上)を外側から推定することは困難であるため、搬入土の岩(30cm以上)の量や性質をご教示願います。	本表No. 22の質問回答を参照してください。
24	要求水準書 設計・建設業務編	155	第3章	第3節	1	(1)	キ			敷地造成工事	搬入された盛土材(工事用道路2,300m3、盛土14,500m3)に含まれる岩(30cm以上)の量は、ごくわずかの量(全体量の3%以下)と解釈してよろしいでしょうか。また、3%以上となる場合は、その処理方法と数量に応じて、別途精算の対象として頂けると解釈してよろしいでしょうか。	本表No. 20の質問回答を参照してください。
25	要求水準書 設計・建設業務編	157	第3章	第3節	2	(5)	ア			門扉・囲障工事	「事業実施区域及び新設市道との境界は全周に囲障を設け、出入口にはすべて門扉を設けること。」とございますが、公園と新設市道間の境界にも囲障・門扉を設けると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 設計・建設業務編	164	第3章	第5節	4	(4)				テレビ共聴設備工事	「テレビはCATV対応とする」とございますが、CATVの取合い点等、接続に関する詳細をご提示願います。	特に規定事項はありません。維持管理、景観的に効果的な取合い点、接続をご提案願います。なお、ご指摘の「CATV」については「地上デジタル放送及びBS放送」に要求水準書設計・建設業務編を修正します。組合職員事務室における什器備品等として、組合が要求する仕様でテレビを1台設けること。
27	提出書類の作成要領	6	6	(3)	①②					製本要領	提出用には「簡易製本にて作成すること」とあり、審査用には「簡易製本にて作成すること」の後項に、「任意のファイルに一括して綴じ」とございます。「簡易製本」とはどのような体裁を指すかご教示願います。また、提出用と審査用では別々の装丁で提出すると解釈してよろしいでしょうか。	前段について、「簡易製本」とは任意のファイルに一括して綴じを指します。提出用及び審査用は同様の装丁として下さい。
28	建設工事請負契約書(案)	20	第60条	1						保証期間中の受注者の性能保証責任	「第57条及び第58条の規定にかかわらず、保証期間中にプラントが要求性能を備えなくなった場合には、受注者は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。」とございますが、プラントの要求性能とは、要求水準書内に記載された内容であり、要求性能を備えているかどうかの判断について疑義が生じた場合は、発注者と受注者間で協議頂けると解釈してよろしいでしょうか。	「要求性能」とは、基本契約別紙1に定義があるとおり、「要求水準書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能」を言います。また、要求性能を備えているかどうかの判断は一義的には発注者において行いますが、何等か疑義がある場合に発注者と受注者の間で協議を行うことを排除するものではありません。
29	建設工事請負契約書(案)	20	第60条	4						保証期間中の受注者の性能保証責任	「保証期間中、プラントが要求性能を備えなくなったときには、当該状態が改善され、発注者の承諾が得られた時から起算してその後3年間まで、保証期間を延長する。」とございますが、該当状態を改善し保証期間を延長する機器は、要求性能を備えなくなったことに起因する箇所のみと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	建設工事請負契約書(案)	21	第66条							法令変更	「法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、契約期間の変更につき協議する。」とございますが、法令等の変更に伴う工事内容の変更、設計・建設業務費の変動についても協議頂けると解釈してよろしいでしょうか。	法令等の変更の内容に従っている限りにおいて、工事内容の変更は複数の選択肢がある場合には、その内容について協議を行うことは排除しません。また、法令等の変更に起因して発生する追加費用の負担については、第66条第2項以下の規定に従います。